

佐賀県告示第 115 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更する旨の届出があった。

平成 28 年 3 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称		所在地	変更年月日
旧	医療法人祐愛会織田病院	鹿島市大字高津原 4306 番地	平成 27 年 11 月 1 日
新	祐愛会織田病院		
旧	医療法人祐愛会ようこクリニック	鹿島市大字高津原 4321 番地 7	"
新	ようこクリニック		
旧	小柳薬局岩井手店	武雄市山内町大字鳥海 9781 番地	平成 27 年 12 月 1 日
新	岩井手薬局		